

## 市報きよせ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、清瀬市有料広告掲載取扱要綱(平成21年4月16日制定。以下「要綱」という。)に基づき、清瀬市(以下「市」という。)が発行する「市報きよせ」(以下「市報」という。)への有料広告(以下「広告」という。)掲載の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市報に掲載する広告は、行政の広報媒体として品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものとし、要綱第3条に該当しないものとする。

(掲載する市報)

第3条 広告を掲載する広報は、毎月15日に発行する定期発行号とする。

(広告掲載の位置)

第4条 広告の掲載位置は、市が指定した場所とする。

(広告の規格等)

第5条 広告の大きさは、1枠 天地52mm×左右125mmとする。

2 広告の色彩は、4色刷りとする。

3 広告の掲載枠数は、1号に付き4枠とする。

(広告枠の売り渡し)

第6条 市長は、要綱第15条の規定に基づき、広告代理店その他の事業者(以下「広告取扱事業者」という。)に対し、広告枠を一括して売り渡す契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。

2 前項に規定する契約は、原則として単年度契約とする。

(広告の募集)

第7条 前条に規定する一括売り渡しを受けた広告取扱事業者(以下「契約事業者」という。)は、市との契約締結後、広告を募集するものとする。

2 市長は、前項の募集にあたり市報きよせ及び市ホームページ等で公募するものとする。

(広告の申込み及び決定)

第8条 契約事業者は、広告掲載を希望する者(以下「広告主」という。)から掲載依頼を受けた時は、広告の内容、デザイン等について、法令、要綱、本取扱基準(以下「基準」という。)等に基づき、事前審査を行うこととし、修正等の必要性がある場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 契約事業者は、前項の事前審査の結果、法令、要綱、基準等に適合していると判断した時は、市報きよせ有料広告掲載申込書に掲載しようとする広告原稿を添え、市長

へ申込むものとする。

3 市長は、前項の申込みを受理した時は、広告の内容、デザイン等について法令、要綱、基準等に基づき、広告の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、広告の内容、デザイン等が法令等に違反している時、若しくはそのおそれがある時、又は要綱、基準等に抵触していると判断した時は、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

4 市長は、広告掲載可否の決定をした時は、契約事業者に対し、清瀬市有料広告掲載（非掲載）決定通知書により、その旨を通知するものとする。

（広告の掲載料）

第9条 契約事業者が市へ納付する広告掲載料は、市と契約事業者で別途契約する額とする。

2 広告掲載料の納付時期は、市と契約事業者で別途契約する納付時期とする。

（掲載の取り消し）

第10条 市長は、市報への広告の掲載が適当でないと判断した時は、要綱第10条の規定に基づき、広告の掲載を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定による取り消し等により広告主が受けた損害については、その賠償の責を負わない。

（広告内容の変更及び掲載の中止）

第11条 契約事業者は、市報に掲載した広告の内容を変更し、又は掲載を中止しようとする時は、市報きよせ有料広告掲載内容変更・掲載中止届により、速やかに市長に届け出なければならない。

（責務）

第12条 契約事業者は、掲載した広告の内容に関し、一切の責任を負うものとする。

（様式）

第13条 この基準の施行について必要な書類及び帳簿等の様式は、市長が別に定める。

（その他）

第14条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。